

「経営者保証に関するガイドライン及び経済対策の説明会」  
の開催のご案内について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、財務・金融行政に対し、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「経営者保証に関するガイドライン」が、平成25年12月5日に公表され、平成26年2月1日から適用されています。

当局としましては、本ガイドラインの積極的な活用を通じて、融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、九州経済産業局からのメール等の案内でご存知のこととは存じますが、改めて会員の皆様に対し広く周知頂きたいご案内申し上げます。

なお、参加される場合には、九州経済産業局ホームページ

([http://www.kyushu.meti.go.jp/event/1401/140115\\_3.html](http://www.kyushu.meti.go.jp/event/1401/140115_3.html))から、参加申込書を出力のうえ、案内に従ってFAXによりお申込み頂くこととなります。会場の定員に限りがありますので、お早目に申込み頂きますようお願い申し上げます。(申込期限2月7日(金))

謹白

記

1. 日 時

平成26年2月14日(金) 14時00分～16時00分

2. 会 場

佐賀県工業技術センター研修室  
(佐賀市鍋島町八重溝114)

---

○「社会保障と税の一体改革」のパンフレットが作成されましたので、ご参考までに送付します。(佐賀財務事務所長 青木)